独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第16号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知については送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年１月16日
柏都市計画事業
柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　支倉　　紳

記

１　氏名及び住所
氏名　渡邊　節子　外１名
住所　柏市大室718番地
２　通知の内容
文書番号　柏北部東発指定150使開―48
平成28年12月５日
仮換地
街区番号　103街区　画地番号　４画地
地積　360.36㎡
街区番号　103街区　画地番号　５画地
地積　254.00㎡
街区番号　110街区　画地番号　１画地
地積　32.06㎡
街区番号　110街区　画地番号　２画地
地積　552.22㎡
街区番号　110街区　画地番号　14画地
地積　299.07㎡
街区番号　110街区　画地番号　15画地
地積　323.11㎡
街区番号　110街区　画地番号　16画地
地積　452.15㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成29年１月16日

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第17号

柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知については送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年１月16日
柏都市計画事業
柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　支倉　　紳

記

１　氏名及び住所
氏名　中村　孝之
住所　柏市小青田175番地の１
２　通知の内容
文書番号　柏北部東発指定151使開―２
平成28年11月29日
仮換地
街区番号　57街区　画地番号　５画地
地積　634.92㎡
街区番号　57街区　画地番号　10画地
地積　769.30㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成29年１月16日

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上

弁理士登録公告

平成28年12月20日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
12月20日	20924	桑原　雅子
12月20日	20925	川崎　秀秋
12月20日	20926	安井　友章

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成28年11月28日	08379	羽村　行弘	死亡抹消
平成28年11月30日	20055	原　彰二郎	申請抹消
平成28年12月９日	08487	田中　香樹	〃
平成28年12月14日	14641	久世　勝之	〃
平成28年12月16日	10354	宮垣　　聡	〃

弁理士数　11,090名
（平成28年12月20日現在）
平成29年１月16日　日本弁理士会

弁理士登録公告

平成28年12月21日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
新規登録なし		

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成28年12月５日	12774	志岐　誠久	申請抹消

弁理士数　11,089名
（平成28年12月21日現在）
平成29年１月16日　日本弁理士会

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受けて解散があったものとみなされましたので、次のとおり公告します。

１．基金の名称　立正佼成会厚生年金基金
２．事務所の所在地　東京都杉並区和田１丁目11番７号
３．設立事業所の名称及び所在地　立正佼成会　東京都杉並区和田２丁目11番１号
４．解散の理由及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成25年改正法」という。）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第111条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされた旨

改正前確定給付企業年金法第111条第３項の規定により、平成25年改正法附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第１項第２号の規定による解散の認可があったとみなされたことによる。

５．改正前確定給付企業年金法第111条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされた年月日　平成29年１月１日

平成29年１月16日
東京都杉並区和田１丁目11番７号
立正佼成会厚生年金基金
理事長　菊池　京子